

登録を受けるまでの間は標識を掲げないこと。
法律施行後1年間は未登録であっても「みなし業者」として取り扱われるため、標識を掲げなくても法的に問題なし。

別記様式第十二号（第三十九条関係）

標 識

賃 貸 住 宅 管 理 業 者 登 録 票	
登 録 番 号	国土交通大臣（ ）第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号（ ）

35cm以上

25cm以上

登録の有効期間の始期は、登録年月日の翌日からになりますので、
標識を作成される際はご注意ください。

【例】：登録年月日が令和3年7月28日の場合の「登録の有効期間」の例
「令和3年7月29日から令和8年7月28日」